

News Release

令和3年8月5日

地域おこし協力隊事業の実施・受入事業者の募集について

地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移した者を自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間地域の現場で地域協力活動を行いながら定住・定着を図る取組で、総務省が自治体に対し特別交付税措置を行い、活用を推進しているところです。

本市においても、昨年度まで市の会計年度任用職員として2名が上野家（加佐地域農業農村活性化センター）で加佐地区をフィールドに活動を行っていました。

今回、地域の活性化および移住・定住の促進を目的とし、都市地域からまちおこし人材を招致し、市内全域をフィールドにまちおこし活動を行っていただき、活動期間終了後定住を図る「舞鶴市地域おこし協力隊制度」を設置・実施します。

本制度の実施にあたり、隊員の地域おこし活動をより効果的なものにするため、現場での人脈作りやノウハウの提供などを行い隊員のパートナーとなりまちおこし活動を行う受入事業者を設置・募集し、市・受入事業者・隊員の3者で連携して地域おこし活動を行うことになりましたので、お知らせいたします。

1. 趣 旨 市、受入事業者、舞鶴市地域おこし協力隊員の3者が協働して移住・定住の促進、地域課題の発掘および解決のための事業等を創出・実施し、地域の活性化および移住・定住の促進を図る。
2. 目 的 隊員と受入事業者のパートナー関係構築により活動基盤を整備し隊員の定住・定着を支援するとともに、受入事業者が実施するまちの活性化および移住・定住促進の事業等の支援を目的としています。
3. 応募要件 舞鶴市内で活動している事業者であること、任意団体ではないこと、隊員との活動の趣旨が営利目的でないことなど。
4. 応募方法 市が指定する受入申込書等の書類提出
5. 募集期間 令和3年8月5日（木）～8月24日（火）午後5時まで

【お問い合わせ先】

移住・定住促進課 : ☎0773-66-1085、FAX0773-62-5099
E - M a i l : [i Yu-teiju@city.maizuru.lg.jp](mailto:iyu-teiju@city.maizuru.lg.jp)